

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市桜環境センター余熱体験施設の使用料の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例
条 項		第 14 条
所 管 部 課		環境局 施設部 環境施設管理課 (電話：829-1342)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	市長は、必要があると認めるときは、余熱体験施設を利用するときに納付すべき使用料を減額し、又は免除することができる。
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 平成 31 年 10 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	〈標準処理期間〉 即日
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		